



高 齢 者

いきいき サービス ガイド

令和7年
【改訂版】



恵 那 市

おんねんとき。おんねんサービス



恵那市公式キャラクター「エーナ」

介護保険で利用できるサービス以外にも、恵那市が実施している高齢者向けの福祉・生活支援サービスがあります。こうしたサービスは要介護認定を受けていない方も利用できます。介護保険サービスと組み合わせることによって、生活の質を維持・向上させることができます。高齢者の方が、住み慣れた地域で継続して住み続けられるよう支援を行います。

◎相談窓口

地域包括支援センターってどんなところ？	3
地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」ってなに？	5
いろいろな相談窓口	7

自宅で利用するサービス

自宅での生活支援や介護予防サービスを利用したい方



訪問型サービス	9
すこやかヘルパー	9
すこやか食事訪問	10
すこやかお口訪問	10
食生活エーナ訪問	10
お元気見守り食事サービス	11
寝具消毒乾燥サービス	12
訪問理容・美容サービス	12

外出して利用するサービス

外出して介護予防や他者との交流や仲間づくりをしたい方



通所型サービス	13
すこやかデイサービス	13
お出かけエーナサービス	13
健康体操・転倒予防教室	14
ふれあいいきいきサロン	14
壮健クラブ（老人クラブ）	14
高齢者等温泉施設利用助成	15

外出・移動支援

買い物や通院など外出するときの移動手段にお困りの方



福祉有償運送	16
福祉車両貸出しサービス	16

家族への支援

在宅で高齢者（認知症の方を含む）を介護（支援）している方



介護用品の購入助成	17
介護者家族交流会	18
認知症の人の家族のつどい	18
あんしん見守り登録事業	19

物忘れが心配

物忘れについて誰かに相談したい方



認知症カフェ	20
頭健康チェック	20
認知症初期集中支援チーム	21
物忘れ外来	21
成年後見制度	22
日常生活自立支援制度	22
認知症誰もが安心ガイドブック（認知症ケアパス）	23

自宅での生活に不安がある

自宅でひとりのときに何かあった場合や自宅での生活に心配がある方



災害弱者緊急通報システム事業	24
安心お守りキットの設置	24
福祉用具の貸与（実費レンタル）	25
高齢者短期入所（ショートステイ）	25
ケアハウス	26
養護老人ホーム	26
サービス付き高齢者向け住宅	26
有料老人ホーム	27

学びたい

自身や地域住民のために介護（認知症）予防の知識を取得したい方



いきいき健康教室（介護予防講師派遣事業）	28
はつらつサポーター（介護予防サポーター）養成講座	28
認知症サポーター養成講座	29

※QRコードの掲載がある事業等はスマートフォン等で読み込むことで、該当のウェブページをご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

地域包括支援センター

ってどんなところ？

1人で抱え込まないで！地域包括支援センターでは福祉・

保健の専門職が高齢者・家族の皆さんを支援しています。

地域包括支援センターとは

市が設置する高齢者の福祉総合相談窓口です

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心してその人らしい生活ができるよう、福祉や保健などさまざまな面から支援していきます。

こんなとき、どこに聞けばいいのかな…

誰に相談したら教えてくれるだろう… (総合相談・支援)

- ・どこに相談したら良いかわからない心配ごとやお困りごとがありましたら、何でもご相談ください。
- ・介護保険に関すること以外でも、高齢者に関する相談についてご連絡ください。
- ・必要に応じて訪問も行っています。
- ・高齢者以外にも、ヤングケアラーや介護離職、生活困窮等の福祉の総合相談窓口としてご利用できます。

○恵那市役所高齢福祉課 恵那市地域包括支援センター

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

☎0573-26-6828 (直通)

○恵那市役所高齢福祉課 恵南地域包括支援センター

(山岡振興事務所内)

〒509-7603 恵那市山岡町上手向1228番地1

☎0573-26-6865 (直通)

いつまでも元気で暮らしたい！ (一般介護予防事業)

いつまでも元気で自分らしい生活を送ることができるように、生涯いきいきと暮らせるように、高齢者の皆さんの身体や心の状態に合わせながら、介護が必要とならないようお手伝いをしています。



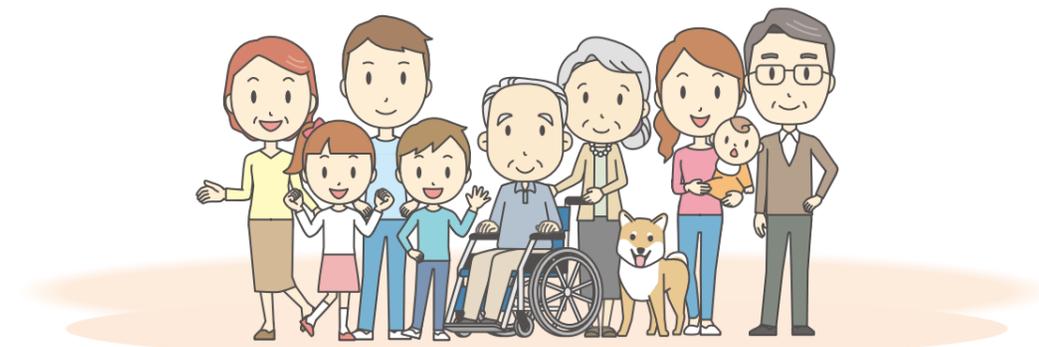
介護予防サービスを利用したい！ (介護予防ケアマネジメント)

事業対象者や、要介護認定によって要支援1・2の判定を受けた方の状態に合った介護予防プランを作成し、要介護状態にならないようお手伝いをしています。



安心して暮らしたい！ (権利擁護、虐待の早期発見・防止)

安心して暮らせるよう、高齢者の皆さんのさまざまな権利を守ります。お金の管理や契約等で不安を持っている方やそのご家族の相談に応じ、制度の活用や必要なサービスにつなげていきます。また、虐待の相談や早期発見・防止に努めています。



「介護予防・日常生活

高齢者の介護予防と自立した日常

一般介護予防事業

高齢者の皆さんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようするための介護予防教室等を実施します。

例えば、スポーツ施設のインストラクターによる筋力・歩行能力を向上させるためのプールウォーキングや体操等の教室をしています。

詳しくは、広報えなや市公式ウェブサイトでお知らせしています。

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービス等があります。

訪問型サービス

- ・すこやかヘルパー
- ・すこやか食事訪問等

その他の生活支援サービス

- ・お元気見守り食事サービス
- ・介護予防ケアマネジメント

通所型サービス

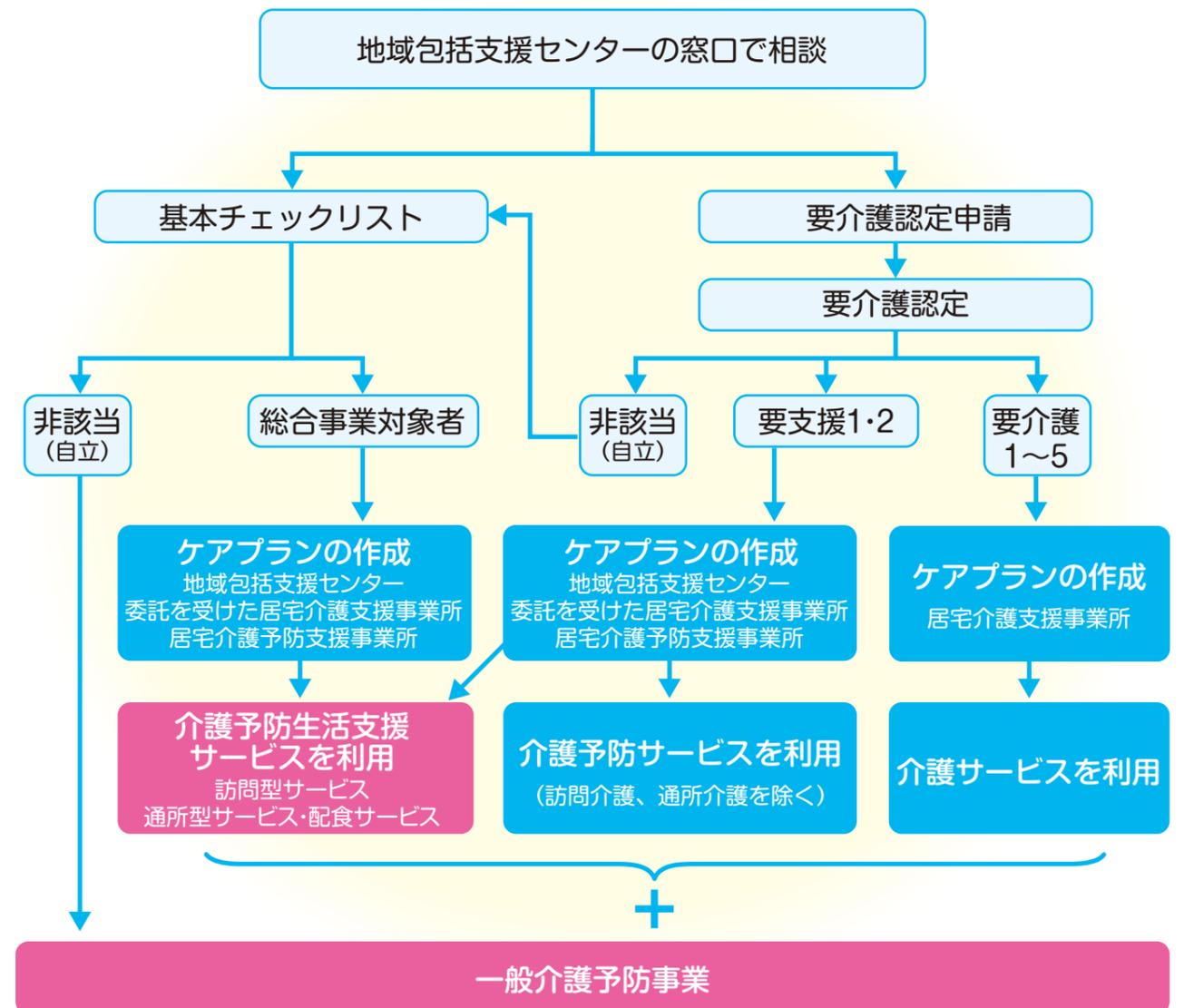
- ・すこやかデイサービス
- ・お出かけエーナサービス等



支援総合事業」ってなに？

生活の支援を目的としています。

サービス利用までの流れ



介護予防支援

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

いろいろな
相談窓口

地域包括支援センターの他にも相談窓口があります。
高齢者の方に限らず日常生活で何らかの手助けが必要となったときには、下記までご相談ください。

◎総合相談窓口

恵那市役所内 社会福祉課福祉総合相談係 ☎0573-26-6824 (直通)
恵那市社会福祉協議会 (恵那市福祉センター内)
恵那市大井町727番地11 ☎0573-26-5221 (代)
・介護相談 ☎0573-20-3180 (直通)
・ボランティア相談 ☎0573-26-5221 (代)
・心配ごと相談 ☎0573-26-5221 (代)



◎生活困窮者自立支援事業相談窓口

さまざまな理由によって生活や就労にお困りの方の相談を受けています。
恵那市生活・就労サポートセンター (恵那市福祉センター内)
恵那市大井町727番地11 ☎0573-25-6424 (直通)
恵那市役所社会福祉課
恵那市長島町正家一丁目1番地1 ☎0573-26-6824 (直通)

◎障がい者自立相談窓口

身体障がい者、知的障がい者の更生援護に関する相談を受けています。また、障がい者の権利擁護や虐待に関する相談を受けています。
恵那市役所社会福祉課
恵那市長島町正家一丁目1番地1 ☎0573-26-6824 (直通)

◎家庭児童相談窓口

児童虐待対応、配偶者からの暴力 (DV) への被害者支援、ひとり親等のさまざまな相談を受けています。
恵那市役所子育て支援課えなっ宝ほっとステーション
恵那市長島町正家一丁目1番地1 ☎0573-26-6820 (直通)

◎消費者相談窓口

恵那市役所商工課
恵那市長島町正家一丁目1番地1 ☎0573-26-6829 (直通)

◎在宅医療・介護連携支援センター

安心して在宅医療・介護を受けることができるように相談を受けています。
恵那市地域包括支援センター
恵那市長島町正家一丁目1番地1 ☎0573-26-6828 (直通)
恵南地域包括支援センター
恵那市山岡町上手向1228番地1 ☎0573-26-6865 (直通)

◎成年後見制度相談窓口

東濃権利擁護センター
〒507-0041 岐阜県多治見市太平町2丁目39番地1 ☎0572-26-7422
○恵那・中津川相談窓口 (ランチ)
東濃成年後見センター中津川・恵那事務所
〒508-0032 中津川市栄町1番1号 にぎわいプラザ6階 ☎0573-65-6803

◎民生・児童委員

地域住民から選出され、市内全域に配置されている最も身近な存在です。
各担当区域の高齢者や障がいがある方の福祉に関すること、子育て等の不安に関するさまざまな相談・支援等を各地域の実情に合わせて、幅広い活動を行っています。

◎精神保健相談窓口

恵那保健所健康増進課保健予防担当
恵那市長島町正家1067番地71 ☎0573-26-1111 (代表)

◎認知症相談窓口

ご家族の普段の様子から、認知症ではないか?と不安に思われたとき、地域包括支援センター以外にも、市内のグループホームや認知症対応型デイサービスへ相談することができます。

相談機関	電話番号	住所
グループホーム恵那苑	(0573) 20-0580	大井町2714番地549
グループホーム万年青	(0573) 20-1230	大井町2709番地87
グループホームおひさま	(0573) 20-3285	大井町2372番地6
グループホーム花の木	(0573) 20-1023	大井町2709番地72
グループホームめぐみ	090-7046-4305	長島町中野1228番地361
グループホーム楓	(0573) 28-2225	三郷町野井1736番地244
グループホーム中野方めぐみ	090-6615-8844	中野方町3564番地3
グループホームいわむらの憩	(0573) 43-1021	岩村町730番地2
グループホームくわのみ	(0573) 43-5135	岩村町飯羽間1621番地6
グループホーム椿	(0573) 56-3818	山岡町下手向1620番地2
グループホームきらみの憩	(0572) 62-1133	明智町吉良見472番地23
藤の里「結い」デイサービス	(0573) 28-6717	武並町藤1929番地1
毛呂窪の里「結い」デイサービス	(0573) 27-0013	笠置町毛呂窪1042番地2
認知症対応型通所介護こころの丘	(0573) 43-0556	岩村町2453番地123
くわのみデイサービス	(0573) 43-0149	岩村町飯羽間1619
デイサービスあじさい	(0573) 55-0065	明智町1110番地5

訪問型サービス

ヘルパーによる身体介護、生活援助を行います。

●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用の目安（回数）

事業対象者、要支援1 週に1～2回程度
要支援2 週に1～3回程度

●利用料金（月額：1割負担の場合）

月額 週1回利用 1,176円程度 週2回利用 2,349円程度
週3回利用 3,727円程度

●利用方法

担当ケアマネジャーにご相談ください。



すこやかヘルパー

訪問型サービスA

シルバー人材センターの会員が1回1時間程度の家事や買物支援、簡単な日常生活上の支援を行います。

●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用の目安（回数）

週に2回まで

●利用料金（1割負担の場合）

1回 150円

●利用方法

担当ケアマネジャーにご相談ください。



すこやか食事訪問

訪問型サービスC

管理栄養士が食事制限のある方に食生活や栄養に関するさまざまな相談や指導を行います。

※ヘルパーではありませんので調理等の家事援助は行いません。



●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用方法

担当ケアマネジャーにご相談ください。

●利用の目安（回数）

月1回 全6回まで

●利用料金

初回 360円
2回目以降 240円

すこやかお口訪問

訪問型サービスC

歯科衛生士が口腔清掃方法や飲み込む力を向上させる口腔体操、唾液腺マッサージ、呼吸や発声に関するアドバイス等、個々に応じた口腔指導を行います。



●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用方法

担当ケアマネジャーにご相談ください。

●利用の目安（回数）

月1回 全6回まで

●利用料金

1回 400円

食生活エーナ訪問

訪問型サービスC

食生活改善推進員が味付けの工夫や減塩のアドバイス、献立や調理方法の相談・支援を行います。

※ヘルパーではありませんので調理等の家事援助は行いません。



●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用方法

担当ケアマネジャーにご相談ください。

●利用の目安（回数）

月1回 全6回まで

●利用料金

1回 100円

【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828（直通）
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865（直通）

お元気見守り食事サービス

栄養バランスのとれた弁当（昼食）を手渡しすることで安否確認を行い、健康の維持・向上を支えます。



●利用できる方

1人暮らしか高齢世帯で事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方で見守りが必要な方

●利用の目安（回数）

週2回まで

●利用料金

弁当代実費

●利用方法

担当ケアマネジャーにご相談ください。



サービス事業者一覧

サービス事業者	配達可能曜日	配達可能地域
(有)八百芳	平日	大井・長島
セブンイレブン恵那峡店	平日	大井・長島・東野・三郷 (要相談)
キッチン風	水・木	武並・三郷 (要相談)
NPO法人まんさく	月・水・木・金	飯地 (7~9月は営業なし)
雑穀米の弁当屋	平日 (祝日を除く)	大井・長島・東野・三郷・武並 (一部地域シルバー配達)
山岡のおばあちゃん市	月・木	山岡
キッチンチョイス ※遠方の方は料金が変わる場合があります。	平日	明智 (一部地域シルバー配達)
農事組合法人 おんさい工房	火・水・金	明智 (一部地域シルバー配達) (要相談)
道の駅ラ・フォーレ福寿の里	月	上矢作

※配達時間は10:30~12:00です。

※配達地域によって、配達曜日が限定される場合があります。

【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826 (直通)
 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
 恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)

寝具消毒乾燥サービス

自力で布団干しができない方を対象に、布団の消毒乾燥サービスを行います。自宅に消毒乾燥車で伺いますので持ち運びは不要です。



●利用できる方

おおむね65歳以上の1人暮らしの方や高齢世帯、介護認定者等で、寝具類の乾燥ができない方
(介護者や見守り者が身近にいる場合は対象になりません)

●利用の目安（回数）

1ヶ月に1回

●利用料金

1回 230円



訪問理容・美容サービス

外出が困難な方に、理美容師が訪問してヘアカットを行います。



●利用できる方

おおむね65歳以上の1人暮らしの方や高齢世帯、介護認定者等で一般の理容・美容サービスを利用することが困難な方
(介護者及び見守り者が身近にいる場合は対象になりません)

●利用の目安（回数）

1ヶ月に1回

●利用料金

理容 2,000円 (カットのみ)
 美容 2,500円 (カットのみ)



【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826 (直通)

通所型サービス

デイサービスセンターで食事や入浴サービス・生活機能向上のための機能訓練を行います。

●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用の目安（回数）

事業対象者、要支援1 週に1回程度
事業対象者、要支援2 週に2回程度

●利用料金（月額：1割負担の場合）

月額 週1回利用 1,798円程度
週2回利用 3,621円程度

※食事代や利用するサービスにより別途費用がかかります。

すこやかデイサービス

通所型サービスA

通所介護サービス事業所で、緩和した運営基準で介護予防、生活機能の維持・向上を目的に体操やレクリエーションを行います。



●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用の目安（回数）

週に2回まで

●利用料金（1割負担の場合）

1回 330円 ※食事代等は別途負担となります。
1回 25円（運動機能向上加算）

●サービス事業所

- ・恵那市社協いきいき教室恵那（大井町）・恵那市社協いきいき教室岩村（岩村町）
- ・恵那市社協いきいき教室明智（明智町）・恵那市社協いきいき教室串原（串原）
- ・恵那市社協いきいき教室上矢作（上矢作町）・「結い」いきいき教室（武並町）
- ・山岡デイサービスセンターゆとりいきいき教室（山岡町）

お出かけエーナサービス

通所型サービスB

住民主体の団体が体操やレクリエーションを通じて、介護予防や自立生活の支援、仲間づくり等の機会を提供します。

●利用できる方

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方

●利用の目安（回数）

週に2回まで

●利用料金

1回 250円 ※食事代等は別途負担となります。

●サービス事業所

- ・まめに暮らそまい会（中野方町）
- ・まんさく（飯地町）
- ・みさと愛の会（三郷町）

【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828（直通）
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865（直通）

健康体操・転倒予防教室

スポーツ施設のインストラクターによる筋力・歩行能力向上のためのプールウォーキングや体操等の介護予防教室を行います。



●利用できる方

65歳以上の要介護認定、事業対象者認定を受けていない方

●利用内容

- 足腰の筋力の維持・向上のための運動（市内公共施設等）
- 自分に合った運動メニューの個別指導（楽歩：山岡健康増進センター）
- プールを利用した水中運動教室（楽歩：山岡健康増進センター）
- 高齢者運転応援事業（市内）

【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828（直通）
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865（直通）

ふれあいいきいきサロン

高齢者の閉じこもりを防ぎ、寝たきりや認知症予防、交流や生きがいづくり等を通し、健康で長生きできる地域活動を支援しています。



【問い合わせ先】 恵那市社会福祉協議会 ☎0573-26-5221

壮健クラブ（老人クラブ）

地域の高齢者が生きがいづくりと健康づくり、仲間づくりを基礎に相互に支え合い、楽しみながら自主的な活動に取り組む組織です。年間を通じて、清掃活動や子どもの見守り活動等の社会奉仕活動、芸能祭、作品展の開催、軽スポーツ大会や健康教室等のスポーツ活動、研修会や親睦会等さまざまな行事を行っています。

【問い合わせ先】 壮健クラブ事務局（恵那市シルバー人材センター内）
☎0573-59-8108

高齢者等温泉施設利用助成

高齢者の閉じこもり防止と介護予防のため、指定の温泉施設を利用した際に1人1回300円を助成します。また、3人以上のグループで団体利用助成券を利用できます。それぞれ、利用前に申請が必要です。



●利用できる方

- ・65歳以上の方
- ・介護保険の要介護度3以上の方と介助者1人
- ・身体障がい者手帳(1級～3級)・療育手帳(A1・A2・B1)を持つ方と介助者1人

●利用の回数

- ・個人利用：年4回まで。利用助成券は即日発行できます。
- ・団体利用：年間の利用回数の上限なし。利用助成券の発行には約1週間かかりますので、利用日の約1週間前までに申請してください。

●利用できる日

各施設の定休日を除く営業日。詳しくは各施設にお問い合わせください。

●申請窓口

高齢福祉課、各振興事務所

●利用できる温泉施設

施設名	利用できる方	連絡先
恵那峡温泉ホテル ゆずり葉	65歳以上の方	☎0573-26-4600
くしはら温泉 ささゆりの湯	・65歳以上の方 ・要介護認定者 ・身体障がい者手帳・療育手帳所持者	☎0573-52-3131

※利用時間、利用料金等は各施設にお問い合わせください。
臨時休業やメンテナンス等で利用できない場合があります。

【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826 (直通)

福祉有償運送

外出時に車いすが必要な高齢者や身体障がい者等を対象として、車いすのまま乗車することができるリフトやスロープがついた福祉車両を使用し、有償にて移送を行う事業です。

※サービスを利用するには、会員登録が必要です。

●利用できる方

- ・身体障がい者
- ・要介護認定者
- ・要支援認定者
- ・その他移動手段が制約される方

●利用料

移動距離によって利用料金が変わります。
詳しくは下記へお問い合わせください。



【問い合わせ先】 恵那市社会福祉協議会 ☎0573-26-5221
えみんぐ恵那 ☎058-227-0920

福祉車両貸出しサービス

車いす利用者・身体障がい者等が、通院、福祉施設利用等で外出する際に、車いす対応の福祉車両を貸し出します。(運転はご家族等が行ってください)

●利用方法

事前に登録が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください。

●利用料

無料(ただし、運行に要した燃料については利用者負担です)

【問い合わせ先】 恵那市社会福祉協議会 ☎0573-26-5221



介護用品の購入助成

在宅で、常時オムツ等が必要な重度の要介護認定者を介護している低所得世帯の経済的な負担を軽減するために、介護用品購入費用の一部を助成します。
(入院・施設入所されている場合は対象外です)



●利用できる方

- ・ 市民税非課税世帯で介護保険の要介護度4か5に該当する方
(前年度の課税所得により判定)
- ・ 市民税非課税世帯で、要介護度3かつ、介護保険の主治医意見書が次の①②の両方に該当する方
 - ① 障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がランクBかランクCのいずれかに該当している
 - ② 「尿失禁」の項目に該当している

●利用方法

高齢福祉課の窓口で申請し、認定された方には購入券を発行します。購入券は月ごとに、事前に申請する必要があります。

●利用の目安(回数)

1ヶ月に1回まで

●助成額

購入費7,000円を上限とし
購入額の9割を助成

●購入券の申請窓口

高齢福祉課、各振興事務所

※各振興事務所で申請した場合、購入券は後日郵送します

(例) 7,000円以上購入された場合は6,300円
5,300円購入された場合は4,770円助成

《障がい高齢者の日常生活自立度》

寝たきり度	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、食事、排泄、着脱において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

*障がい高齢者の日常生活自立度(判定に当たっては、補助具等の器具を使用しても差し支えない)

【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826 (直通)

介護者家族交流会

在宅で高齢者等を介護する家族や介護経験者を対象に、心身の疲労を癒やすと共に、介護をしていた方から介護の助言を受ける等、介護者同士の交流を図る機会を提供します。



●利用できる方

在宅で家族を介護している方、介護していた方

【問い合わせ先】 恵那市社会福祉協議会 ☎0573-26-5221

認知症の人の家族のつどい

在宅で認知症の人を介護している方や、介護していた方を対象に、家族同士の意見交換や勉強会を年間通して定期的に開催します。



●利用できる方

在宅で認知症の人を介護している方や、介護していた方

【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)



あんしん見守り登録事業

住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、認知症の人の情報を登録することでご本人やご家族を支えます。



●対象となる方

在宅生活をしている方で、以下のいずれかに該当する方

- ・介護保険の認定を受けている認知症の方
- ・65歳以上で認知症と診断を受けた方
- ・40歳以上で若年性認知症と診断を受けた方
- ・その他恵那市長が必要と認めた方

●内容

1. あんしん見守り登録 ※警察に情報提供します
2. 見守りシールの交付 (希望される方)
行方不明になった場合、発見者がスマートフォンで、衣類、持ち物などに貼った見守りシール(QRコード)を読み取ると、個人情報を開示せずご家族と直接通信ができ、より迅速な安全確保に繋がります。
3. GPS機器購入費の一部助成 (希望される方)
認知症の人が行方不明になったときに備え、位置情報端末検索の端末機について、その購入費や手数料等一部を助成します。助成対象機器は指定がありますので、購入・レンタル前にご相談ください。

このQRコードをスマートフォン等で読み込むと実際に発見者から見た内容について視聴することができます。



見守りシール (原寸大)

●対象となる方

- ・市税と介護保険料を滞納していない方

●助成対象経費

- ・端末機本体の購入代金、充電器等本体に付属する機器の代金、加入手数料、登録手数料
- ※月額利用料や位置情報検索料金は対象外です。

4. 個人賠償責任保険 (希望される方)

万が一損害賠償責任を負った場合に備えて、市が保険料を負担する個人賠償責任保険に加入できます。

●利用料

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. あんしん見守り登録 | 無料 |
| 2. 見守りシールの交付 | 初回無料 (30枚セット) |
| 3. GPS機器購入費の一部助成 | 上限10,000円 |
| 4. 個人賠償責任保険 | 無料 |



【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家等が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動を行います。認知症の有無にかかわらずどなたでも気軽に参加できます。



名称	料金	開催日時	開催場所	申込先
ささゆりカフェ	無料	年8回程度	巡回型	地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
おもいでカフェ	100円	毎月第1金曜日 13時~15時	明智回想法センター	明智回想法センター ☎0573-54-4056
くわのみカフェ	300円	毎月第2木曜日 13時半~15時	里山カフェ COMMON	耕グループ ☎0573-43-0148
虹色カフェ	100円	不定期	特養明日香苑 地域交流センター	特別養護老人ホーム明日香苑 ☎0573-28-3215
つどいいいなか	100円	毎月第4木曜日 14時~15時半	小規模多機能型 めぐみ	小規模多機能型めぐみ ☎090-6615-8833

頭の健康チェック

軽度認知障害 (※MCI) を早期発見するために、保健師による10分程度の問診と判定ソフトを使用し、頭の健康チェックをします。

※MCIとは物忘れの自覚症状があっても日常生活への影響はほとんどなく、正常な状態と認知症との間の状態をいいます。この状態を放置せず、食事・運動等の生活習慣の工夫で認知機能の維持・改善が可能です。

●利用できる方

要介護認定、事業対象者認定を受けていない40歳~85歳の方
※事前予約が必要です。

●利用料

無料

【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)

認知症初期集中支援チーム

介護や医療の専門家が家族や周囲の方からの相談を受けて、認知症が疑われる方を訪問し、以下のような支援を行います。

- ・適切な医療機関の受診を促し、継続的な医療支援に繋げる
- ・適切な介護サービスの案内
- ・生活環境の改善やケアについてのアドバイス
- ・介護者との情報共有
- ・介護者の負担軽減や健康保持についてのサポート



●利用できる方

40歳以上の在宅で生活している認知症が疑われる方、または認知症の人で医療・介護サービスを受けていない方

●利用の目安

6ヶ月以内

【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)

物忘れ外来

認知症が疑われる方に対し、専門の医師が診察・検査・治療・支援を行っています。

●受診できる方

「もの忘れが多くなった」「自分は大丈夫だろうか」「周囲から勧められた」等どなたでも受診ができます。

※受診には事前予約が必要です。下記へご連絡ください。

【問い合わせ・予約】 市立恵那病院 地域医療連携室 ☎0573-20-1657



成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等で、判断能力が十分でない方が不利益とならないように、家庭裁判所に申立てをし、その方を援助する方を選任する制度です。制度利用についての相談や案内、申立ての支援を行います。

●利用方法

家庭裁判所への申立てが必要になりますので、下記問い合わせ先にご相談ください。

●申立て費用

8,180円～ (切手代、収入印紙代)

【問い合わせ先】 東濃権利擁護センター ☎0573-65-6803
恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等で自分1人では福祉サービスの利用契約等の判断をすることが不安な方や、日常生活に必要なお金の出し入れ・書類の管理等をするのに不安な方へ下記のような支援を行います。

- ・福祉サービス利用の支援 (相談・情報提供・利用料の支払い手続き等)
- ・日常的なお金の出し入れの支援
- ・重要書類の貸金庫での預かり等

●利用方法

下記問い合わせ先にご相談ください。

●利用料

福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理サービス 1時間あたり 1,200円
書類預かりサービス 1ヶ月あたり 500円

【問い合わせ先】 恵那市社会福祉協議会 ☎0573-26-5221



認知症誰もがあんしんガイドブック(認知症ケアパス)

認知症について知るとともに、自分や家族、近所の方等が認知症になった場合に、どこに相談したらいいか、こういったサービスを利用できるのかイメージを持てるよう「認知症誰もがあんしんガイドブック(認知症ケアパス)」を作成しています。



●内容

- ・認知症の理解
- ・相談窓口
- ・高齢者支援
- ・医療機関にかかるとき
- ・地域包括支援センターが行う、悩み相談と交流の場
- ・あんしん見守り登録事業
- ・権利を守る制度
- ・認知症の症状について
- ・「もしかして認知症？」と心配に感じたら など



【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
 恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)



災害弱者緊急通報システム事業

急病や事故等の救急の際、緊急ボタンを押すことで消防署に直接通報できる機器を設置します。また、月1回委託業者からの「お元気コール」で安否確認と状況の聞き取りサービスも行います。



●利用方法

- おおむね65歳以上の1人暮らしで次のいずれかに該当する方
- ・心疾患等による心身機能の著しい低下により、日常生活に常に注意を要する方
 - ・介護認定を受けている方や障がい等で、緊急事態に自分で通報することが困難な方

●利用料

無料 ※取り付けには電話回線(固定電話)が必要です。

【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826 (直通)

安心お守りキットの設置

医療情報や緊急時の連絡先等を記入した用紙を容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管します。緊急時に、救急隊員等がお守りキットの中を確認し、救急活動に活用します。



●利用できる方

- ・65歳以上の1人暮らしの方や高齢世帯
- ・言語障がい、聴覚障がい等で意思疎通の困難な1人暮らしの方
- ・療育手帳所持者で、その障がいの程度がAと判定された方
- ・その他高齢者、意思疎通の困難な方等で、一定の時間帯に1人になることから、キットの設置を希望する方



●利用の目安

一世帯 1個(救急情報は1人1枚)

●利用料

無料

【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826 (直通)

福祉用具の貸与（実費レンタル）

介護認定を受けずに福祉用具のレンタルを行います。心身の機能が低下し日常生活に支障のある方に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具のレンタルを行います。

●利用できる方

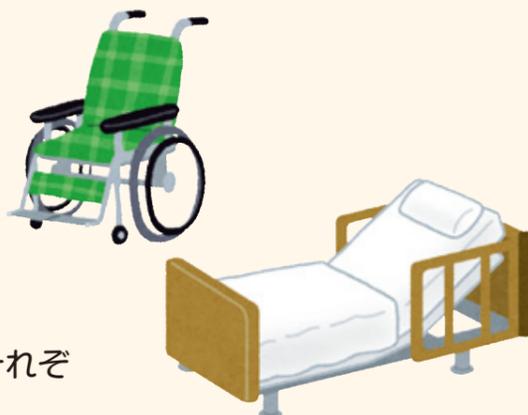
65歳以上の方

●貸与の主な用具の種類

- ・車いす+付属品
- ・介護ベッド+付属品 等

●利用料

福祉用具の種類やその機能によって、それぞれ費用が異なります。



【問い合わせ先】 各レンタル事業所
恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828（直通）
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865（直通）

高齢者短期入所（ショートステイ）

急病や葬儀等で他に養護者がいない場合や、日常の生活習慣の相談・指導が必要な方を対象に、養護老人ホーム恵光園で一時宿泊することができます。



●利用できる方

おおむね65歳以上で介護保険の認定を受けていない方や事業対象者、介護保険の要介護認定が要支援1・2、要介護1（認知症のない方）で、一時的な宿泊が必要な方

●利用方法

高齢福祉課の窓口で申請後、恵光園の職員による面談を行います。申請時には指定の健康診断書を提出してください。

●利用日数

連続では30日間

●利用料

1日 3,000円



【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826（直通）

ケアハウス

高齢者が自立した生活を送ることができるよう工夫された施設です。相談や食事・入浴の提供、緊急時の対応を行います。

●利用できる方

60歳以上の方で日常生活が自立している方、または高齢等のため独立して生活するには不安がある方で、家族による援助を受けることが困難な方

【問い合わせ先】 ケアハウス明日香苑 ☎0573-28-3210

養護老人ホーム

経済的、家庭環境等の事情によって自宅での生活が困難な方が入所できる施設です。入所者の食事、入浴等の日常生活のお世話をするとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練等を行います。

●利用できる方

おおむね65歳以上の方で、日常生活は自立しているが、経済的、環境上の理由で自宅において生活することが困難な方。

【問い合わせ先】 高齢福祉課高齢福祉係 ☎0573-26-6826（直通）

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の安全を考えたバリアフリー構造で一定の面積や設備を備え、安否確認や生活相談サービスの提供を受けることができる高齢単身または高齢世帯の住宅です。

●利用できる方

60歳以上の方（夫婦で入居する場合は、どちらかが60歳以上）

【問い合わせ先】 NPOぎふ村特定施設 ☎0573-26-6701
くわのみハウス ☎0573-43-2822
ハートウイング ☎0573-43-0780
サンテラスおひさま ☎0573-59-8370

有料老人ホーム

高齢者を対象とし、入浴・排泄・食事の介助、食事の提供、その他日常生活上必要なサービスを提供する施設です。施設の類型としては、健康型、住宅型、介護付きの3種類があります。

健康型

食事等のサービスが付いた高齢者向け居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除して退去しなければなりません。

住宅型

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居宅施設です。介護が必要となった場合、入居者の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、多様なライフスタイルを選択することが可能です。

介護付き

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、その施設が提供する介護サービス（特定施設入居者生活介護）を利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。

●利用できる方

施設によって異なりますので、詳しい入居条件は下記施設へお問い合わせください。

●利用料・利用方法

下記施設にお問い合わせください。

【問い合わせ先】	中部ナーシングホーム	☎0573-26-3001
	せせらぎの里	☎0573-25-7117
	ケアホーム向日葵三郷	☎0573-28-5027
	ケアホーム向日葵永田	☎0573-59-9500
	いわむらの憩	☎0573-43-1029
	ウィルビーイング医仁館恵那	☎050-3091-2525
	ナーシングホームいきいきキラミ	☎0572-62-1510



いきいき健康教室（介護予防講師派遣事業）

壮健クラブや地域のサロン活動の高齢者の集まりの場所等に、介護予防事業の講師の派遣を行います。



●教室の内容

- ・健康体操
- ・音楽療法
- ・口腔機能指導
- ・健康指導
- ・栄養指導
- ・フットケア
- ・回想法

●利用回数

1団体につき年3回まで

●利用料

無料

●利用できる方

おおむね65歳以上の方の集まりで、営利を目的としない団体



【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828（直通）
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865（直通）

はつらつサポーター（介護予防サポーター）養成講座

介護予防の知識を学び、市が実施する介護予防事業の手伝いや、自ら地域での介護予防活動のための集いの場を運営する「はつらつサポーター」を養成する講座を行います。また、サポーターの継続的支援として受講済者を対象に定期的な連絡会を開催し、勉強会やサポーター同士の情報交換を行います。



●参加できる方

地域で介護予防活動をしたい40歳以上の方

●受講料

無料



【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828（直通）
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865（直通）

認知症サポーター養成講座

認知症についての基礎的な知識を持ち、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成する講座です。各地域にキャラバン・メイトが講師として伺い、認知症の早期発見・早期対応や認知症の人への接し方等の講座を開いています。



※キャラバン・メイトとは……認知症について、専門の研修を受講し認知症に対する正しい理解と対応方法を習得した方

●利用方法

自治会・職場・学校等5人以上のグループで下記の問い合わせ先にお申し込みください。

●受講料

無料

【問い合わせ先】 恵那市地域包括支援センター ☎0573-26-6828 (直通)
恵南地域包括支援センター ☎0573-26-6865 (直通)

メモ

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.





発行

**恵那市役所高齢福祉課
恵那市地域包括支援センター**

恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1
TEL0573-26-2111 (代表) FAX0573-25-7294

令和7年3月発行